様式第４号（第６条第２項関係）

番　　号
年　　月　　日

殿

紛争調整委員会
会長　　㊞

あっせん開始通知書

申請人　　から　　年　　月　　日申請のあったあなたとの間の紛争のあっせんについて、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律第５条第１項の規定に基づき、　労働局長の委任を受けて、下記のとおり開始することとしたので、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則第６条第２項の規定に基づき、通知します。

記

１　事件番号

２　あっせん委員

３　あっせん申請の概要

４　留意事項

(1) 紛争調整委員会によるあっせんとは、当委員会のあっせん委員が紛争当事者の間に入り、当事者間の話合いによる解決を促進するものです。

あっせんの期日等具体的な手続については、追って通知します。

(2) あっせんの手続に参加する意思がない旨が表明された場合には、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないものとして、あっせんの手続を打ち切ることとなりますので、当委員会によるあっせんを望まない場合には、　　年　　月　　日までにその旨を当委員会あて通知してください。

なお、あっせんの手続は、参加が強制されるものではなく、また、不参加の意思が表明された場合にも、不利益な取扱いがなされるものではありません。